

## (7) 口腔衛生の管理

★対象サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、  
介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院

令和3年度より、施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保し、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、**口腔衛生管理体制加算を廃止**し、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けた上で、**基本サービス**として、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこととなりました。

<改定前>		<改定後>	
口腔衛生管理体制加算	30 単位/月	⇒	<b>廃止</b>
口腔衛生管理加算	90 単位/月	⇒	口腔衛生管理加算（Ⅰ）90 単位/月 <b>※改定前の口腔衛生管理加算と同じ</b> 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110 単位/月 <b>（新設）</b>

<口腔衛生管理の手順>

- ①当該施設において、**歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う**こと。
- ②上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、定期的に見直すこと。
  - ・助言を行った歯科医師
  - ・歯科医師からの助言の要点
  - ・具体的方策
  - ・当該施設における実施目標
  - ・留意事項、特記事項
- ③**医療保険**において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対し口腔清掃等に係る技術的助言及び指導を行うにあたっては、**歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行う**こと。

※実務等については「**リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）参照。

※3年間の経過措置期間あり。（令和6年3月31日までは努力義務）

イ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）

- （１） 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。
- （２） 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を**月２回以上**行うこと。
- （３） 歯科衛生士が、入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- （４） 歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- （５） 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）【新設】

- （１） イ（１）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （２） 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を**厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、必要な情報を活用**していること。

## 4 指定（許可）に関する届出等

### (1) 指定（許可）後の手続

#### ① メール配信システム登録等

市内の介護サービス事業者等への各種お知らせ、依頼等については、市のホームページに掲載しますが、より確実にお伝えするため、掲載した旨をメールでお知らせしています。同報メールへの登録がされていない事業所が多数見受けられます。市からの重要なお知らせを配信いたしますので、登録を行っていない事業所については、**サービス種類ごとに同報メールへの登録を行ってください。**

《登録手続き》

- ① 事業所で使用するメールアドレスを下記サイトにて仮登録します。
- ② 仮登録完了のメールが、仮登録したメールアドレスあてに送付されますので、24時間以内に本登録をお願いします。
- ③ 登録後、**メールアドレスの変更等があった場合には、下記サイトにて変更登録をお願いします。**

登録サイト → <https://www.kaigo-asp.jp/shizuoka-city/entry/>

登録マニュアル → [https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003361.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003361.html)

<静岡市ホームページ><暮らし>税金・年金・保険>介護保険>介護事業者のみなさまへ> 重要なお知らせ>静岡市介護保険等同報メール配信システムの登録方法について>

#### ※注意事項

- ・メールアドレスの登録、変更登録等は市ではできませんので、**各事業所等で登録を行ってください。**
- ・**サービス種類ごとにメールアドレスを登録してください。**  
(事業所番号の異なる事業所が同一のメールアドレスを使用する場合でもサービス種類ごとに登録してください。)
- ・携帯キャリアのメールアドレスは使用しないでください。

#### ② 業務管理体制の届出

介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が法令により義務づけられています。

※詳細については、67ページをご覧ください。

#### ③ 介護サービス情報の公表

介護サービス利用者が、客観的な情報を基に比較検討し、介護サービス事業所を主体的に選択できるよう、法令により介護サービス事業者に対して情報の報告が義務づけられています。

※詳細については、65ページをご覧ください。